◎新潟県告示第32号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

| サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問看護<br><br>介護予防訪問看護 | ケアーズ訪問看護ステーション新発田 | 新潟県新発田市豊町４丁目１番15号 | 有限会社オフィス中條 | 平成27年１月１日 |